

Nabeshima

Labor management



休業手当を支払う場合の計算方法と助成金の受給額について

休業手当を支払う際は平均賃金の60%以上を支払うことになっています。ただ、雇用調整助成金のガイドブックなどをみると通常支払う賃金の60%以上でもよいことになっています。どちらの方がよいのでしょうか。支払い額と助成金の助成額を比較してみます。

① 平均賃金をもとに休業手当の計算をする方法（従業員数が20人未満の会社）

○従業員数10名の会社でパートの従業員Aさんを休業させる計画を立てました。休業手当は平均賃金の60%を支払うことになりました。休業手当と助成額はそれぞれどのくらいになるでしょうか。

○Aさんの労働条件

- ・時給1,000円 ・1日の所定労働時間7時間 ・1か月20日勤務 ・過去3か月の暦日数90日
- ・過去3か月の労働日数60日 過去3か月の給与合計420,000円（基本給のみで手当は無し）



○平均賃金

平均賃金は「過去3か月の総支給額÷過去3か月の暦日数」で求めます。ただし、パートの方などはこの計算だと平均賃金が低くなる可能性があるため、「過去3か月の総支給額÷過去3か月の総労働日数×0.6」の金額と比較して高い方を平均賃金とします。

- (1) $420,000 \text{円} \div 90 \text{日 (暦日数)} = 4,666.66 \dots \text{円}$ ←高い方
- (2) $420,000 \text{円} \div 60 \text{日 (労働日数)} \times 0.6 = 4,200 \text{円}$

Aさんの平均賃金は**4,666円**ということになります。

○休業手当

休業一日につき、平均賃金の60%を支払うので、 $4,666 \text{円} \times 60\% = 2,800 \text{円}$ を支払います。

○助成金の受給額 ※従業員数が20人を超える会社は受給額の算定方法が異なります。

小規模事業主（従業員数概ね20人以下）は実際の休業手当の額×助成率が受給額になります。（5/19付変更）
休業手当**2,800円**×9/10（解雇等を行わない中小企業の助成率）=**2,520円**が受給額になります。

したがってこの会社がAさんの休業1日につき支払う休業手当は**2,800円**、そのうち助成金が支給されるのは**2,520円**になります。会社の実質的な負担額は**280円**ということになります。

② 通常の賃金をもとに休業手当の計算をする方法（従業員数が20人未満の会社）

それでは同じAさんの休業手当を通常の賃金の60%とした場合は、休業手当と助成額はどのくらいになるでしょうか。※通常の賃金の60%が平均賃金の60%を下回る場合（過去3か月に残業が多い場合等）は、平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要になります。

○通常の賃金

この場合はAさんが通常通り働いた場合の賃金なので、時給1,000円×7時間=**7,000円**

○休業手当

休業一日につき、通常の賃金の60%を支払うので、 $7,000 \text{円} \times 60\% = 4,200 \text{円}$



○助成金の受給額 ※従業員数が20人を超える会社は受給額の算定方法が異なります。

$4,200 \text{円} \times 9/10 = 3,780 \text{円}$ が助成されることとなります。

したがってこの会社がAさんの休業1日につき支払う休業手当は**4,200円**、そのうち助成金が支給されるのは**3,780円**になります。会社の実質的な負担額は**420円**になります。

お知らせ

《筆者：山崎》

- ・引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため職員の訪問を控えさせていただきます。

自然との共生



コロナでしばらく外出禁止となり、観光地の駐車場は全てクローズでした。一部解除になったので、高山～中禅寺湖の周囲を歩く予定でしたが、工事による通行止めがあったため、高山から戦場ヶ原に下山し、自然を満喫してきました。



私のひとこと

新型コロナウイルスのテレビ報道、BSチャンネル番組での1コマに涙が止まりませんでした。それは、あるご家族の方から寄せられた1通の手紙でした。

—私の父は新型コロナウイルスにかかり自宅待機でした。37.5度以上の熱でしたが、保健所に連絡してもPCR検査が受けられず、4日経過後も取り合ってもらえませんでした。母が何度も何度も「助けてください」と涙ながらに必死に頼みましたが、その2日後に父は帰らぬ人になってしまいました。57歳でした。「私の父が、そして母が、何か悪いことでもしたのでしょうか…」父も母も一生懸命生きてきたのに、なぜこんな目に合わなければならないのでしょうか？ 私たち家族は今どん底に落とされて、生きる勇気を失ってしまいました。あんなに元気だった父が、たったの1週間で帰らぬ人となってしまい、父の死を受け止められずにいます—

という内容でした。「体温37.5度以上が4日以上続けば…」という基準が「誤解」だったというのはあまりに酷すぎます。この家族の痛みが分からない、血も涙もない政治家の質の低さに愕然としています。このご家族の涙を何と捉えているのでしょうか？

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

